

『麗氣記』の受容層

関口 崇史

はじめに

『天地麗氣記』（以下『麗氣記』と表記）の研究は、神仏習

合研究会編『校註解説麗氣記I』（法藏館、二〇〇一年）の刊行

によって、葛城系修験者をその作者に想定する説や『麗氣記』自体の構成についての研究が進められている。^①

本発表では、中世神道における『麗氣記』の位置を明らかにするため、『麗氣記』の注釈書『麗氣記私鈔』（以下『私鈔』と表記）を題材として、同書に見える私年号に注目し、私年号の利用から受容層について考察する。^③

一 『私鈔』に見える私年号について

中世神道における『麗氣記』の位置を考える上で『麗氣記』の成立、あるいはその構成といった同書自体の研究の重要性は勿論であるが、『麗氣記』の流布の状況、『麗氣記』の受容層といった視点からの研究も今後、進められる必要があると思われる。

『私鈔』に見える私年号と、『私鈔』と同時代に成立した書籍に見られる私年号を表にしたのが【表一】である。^④

『私鈔』中の私年号は二六個確認できる。この『私鈔』に見える二六個の私年号について、久保常晴氏は、「当時、文字の伝来もない時に当たって、年号の生まれうる条件も

〔表二〕私年号の出典典籍比較表

西暦	干支	天皇	麗氣記私鈔	二中歷	如是院	海東紀	皇代記
五二三	壬寅	繼体天皇	善記元	正和元	正和五年	年代記	諸國紀
五二六	丙午	殷到元	正記元	正和元	正和五年	善記元	善化
五三一	辛亥	教到元	善記元	正和元	正和五年	年代記	諸國紀
五六六	丙辰	教到元	善記元	正和元	正和五年	善記元	善化
五四一	辛酉	明要元	明要元	正和元	正和五年	年代記	諸國紀
五五二	壬申	欽明天皇	欽明天皇	正和元	正和五年	善記元	善化
五五四	甲戌	貴榮元	貴榮元	正和元	正和五年	年代記	諸國紀
五五八	戊寅	清清元	清清元	正和元	正和五年	善記元	善化
五五九	己卯	兄弟元	兄弟元	正和元	正和五年	年代記	諸國紀
五六四	甲申	藏和元	藏和元	正和元	正和五年	善記元	善化
五六五	乙酉	藏和元	藏和元	正和元	正和五年	年代記	諸國紀
五六六	庚寅	知僧元	知僧元	正和元	正和五年	善記元	善化
五六七	辛卯	敏達天皇	敏達天皇	正和元	正和五年	年代記	諸國紀
五六八	壬辰	賢棲元	賢棲元	正和元	正和五年	善記元	善化
五六九	癸未	賢稱五年	賢稱五年	正和元	正和五年	年代記	諸國紀
五六一	甲申	鏡當元	鏡當元	正和元	正和五年	善記元	善化
五六二	乙巳	(勝照)	(勝照)	正和元	正和五年	年代記	諸國紀
五六三	丙午	崇峻天皇	崇峻天皇	正和元	正和五年	善記元	善化
五六四	丁未	瑞政元	瑞政元	正和元	正和五年	年代記	諸國紀
五六五	戊申	端政五年	端政五年	正和元	正和五年	年代記	諸國紀
五六六	己酉	告貴元	告貴元	正和元	正和五年	年代記	諸國紀
五六七	庚戌	願転轉	願転轉	正和元	正和五年	年代記	諸國紀
五六八	辛亥	(光充)	(光充)	正和元	正和五年	年代記	諸國紀
五六九	壬辰	定居元	定居元	正和元	正和五年	年代記	諸國紀
五六一	癸未	(倭京繩)	(倭京繩)	正和元	正和五年	年代記	諸國紀
五六二	甲申	倭京五年	倭京五年	正和元	正和五年	年代記	諸國紀
五六三	乙酉	(聖德)	(聖德)	正和元	正和五年	年代記	諸國紀
五六四	丙戌	僧要五年	僧要五年	正和元	正和五年	年代記	諸國紀
五六五	丁未	(命長)	(命長)	正和元	正和五年	年代記	諸國紀
五六六	戊申	(常色)	(常色)	正和元	正和五年	年代記	諸國紀
五六七	己酉	朱鳥元	朱鳥元	正和元	正和五年	年代記	諸國紀
五六八	庚戌	朱鳥九年	朱鳥九年	正和元	正和五年	年代記	諸國紀
五六九	辛辰	大長元	大長元	正和元	正和五年	年代記	諸國紀
六九一	壬辰	大和	大和	正和元	正和五年	年代記	諸國紀
六九二	癸未	大長	大長	正和元	正和五年	年代記	諸國紀
六九三	甲申	持統天皇	持統天皇	正和元	正和五年	年代記	諸國紀
六九四	乙酉	大化六年	大化六年	正和元	正和五年	年代記	諸國紀
六九五	丙戌	大長元	大長元	正和元	正和五年	年代記	諸國紀
六九六	丁未	大和	大和	正和元	正和五年	年代記	諸國紀
六九七	戊申	大長	大長	正和元	正和五年	年代記	諸國紀
六九八	己酉	大長	大長	正和元	正和五年	年代記	諸國紀

久保常晴『日本私年号の研究』所収、第10表 古代年号とその出典典籍表をもとに作成。

なければ、またそれを必要とする世界も生まれていなかつたはず」とし、実際に使用された年号ではなく架空な年号であるとして、使用を確認できる私年号と区別し「古代年号」と呼んでいる（以後、私年号ではなく古代年号と表記^⑤）。

『私鈔』に見える古代年号は、同書のみに見えるものではなく、〔表二〕にあるように諸書で利用されている。このことは、実際使用されていない古代年号の存在を知り、かつ古代年号を用いた階層の存在が想定される。そして、この架空の私年号を利用する階層を明らかにすることによって、『麗氣記』の受容層についての推定が可能なものと思われる。

二 諸書との比較

今回の発表では、考察対象を『私鈔』と同年代の室町時代成立の書物に限定して比較検討する。

久保氏は、古代年号の記載される諸書を集め、
 ①室町時代前に成立の諸書に見える古代年号
 ②江戸時代以降に成立の諸書に見える古代年号
 の二つに大別し、『私鈔』および〔表二〕の諸書を①に分類している。同氏はその特徴として、
 1、仏教的色彩の強い名称が多いこと

2、多くは仏教関係典籍・年代記にみられること

3、善光寺・浅草寺・橘寺など寺社の縁起に利用され、かつ普及されていること

4、古代年号の多くが仏家の手になったこと

を挙げている。さらに、①を二つに分け、『私鈔』等を室町時代末期（戦国時代）以前の書籍に分類し、

1、公年号軽視または無視の風潮が醸成されたこと

2、聖徳太子信仰の盛行

3、「法興」などの先例の存在と周知

4、寺社などの縁起類への利用のため

5、古代年号の集成と補足

といった特徴を指摘している。『私鈔』を含め、【表一】の

室町時代末期（戦国時代）以前に成立した諸書を比較すると、若干の字句の異同はあるものの、ほぼ同じ古代年号が利用されている。また、『海東諸国紀』⁽⁶⁾は文明三年（一四七二）、朝鮮の申叔舟による編纂物であり、室町後期以前に、古代年号が国内のみならず海外にも伝わっていたことを示している。このことから、『私鈔』に見える古代年号は室町時代末期以前に成立した諸書に利用された一般的なものであり、海外にも普及していたのである。

『私鈔』に見える古代年号が、同時代の書籍にも見える一般的なものであつたとすれば、『私鈔』に見える古代年

号から、受容層を探ることは可能なのであろうか。『私鈔』と『二中歴』『如是院年代記』をはじめとする諸書との最大の相違は、古代年号に関するその根拠の存在である。

『二中歴』は、古代年号を記したのちに、
「已上百八十四年、年号卅一代不レ記年号、只有人伝言、
自『大宝』始立年号而已、

として、実際は、「大宝」をもつて始めての年号とするが、「有人伝言」るために古代年号を記載している。他の諸書についても『二中歴』同様、古代年号の根拠は示されていない。一方、『私鈔』には、「是、役行者ノ言也。云役優婆塞ト故ニ、云役行者ト也。」とあり、古代年号に関する言説が役小角によるものと明記している。

聖岡は『麗氣記』を役小角・空海・最澄・醍醐天皇四人によるものとし、その視点から『麗氣記私鈔』も作成したものと思われ、作者の一人と考える役小角の説を取り入れるのは当然といえば当然である。しかし、古代年号に関する史料との観点から見ると、根拠を示さず、また不審を指摘しつつ古代年号を載せており、諸書が多い中で、役小角の説とその根拠を示す『私鈔』は注目してよいものと思われる。また、役小角に連なる葛城系修驗者達の間でこれらの古代年号が集積され、利用されたと予想される。

三 結論

『私鈔』に見える古代年号は、室町後期（戦国時代）に成

立した書籍と同様のものが利用されていた。つまり、仏教関係典籍・年代記や諸寺社の縁起を作成するためには蒐集された古代年号が利用されたのである。また、『海東諸国紀』のような海外の編纂物にも古代年号が利用されており、古代年号が広く普及していたことを示している。⁽²⁾

古代年号は広く普及し、多くの諸書に利用されるものの、その根拠を明確にするものは少ない。そのような中で、『私鈔』がその根拠を役小角の言と明記していることは、古代年号の史料として注目してよいと思われる。

役小角を作者の一人と考えた聖間にとって役小角の言として古代年号を利用することは、自然な流れであったものと思われる。前述の通り、『麗氣記』の作者として葛城系修驗者が挙げられることなどを考慮すると、『麗氣記』の受容層の一つに修驗者達がいたと思われる。

注

(1) 三橋正「麗氣記」の構成と言説」（『日本学研究』四、二〇〇一年）、同「中世前期における神道論の形成—神道

弘文館、二〇〇三年）。
(2) 神仏習合研究会は、國學院所蔵本『麗氣記私鈔』を用いており、本発表でも同本を用いた。

(3) 久保常晴『日本私年号の研究』（吉川弘文館、一九六七年）参照。

(4) 神仏習合研究会が利用している『私鈔』は、國學院大學図書館所蔵本である。同本は、私年号に関する記述が一部略されているため、【表二】の鏡常・勝照・願転轉・光充・定居・倭京繩・仁王・聖徳・僧要・命長・常色は確認できない。しかし、嵐瑞澂『淨土宗神道論史の一考察—特に神道書に就いて—』（『鴨台史報』七・八、一九四一年）・内田康「了譽聖間著『麗氣記神圖畫私鈔』考—筑波大学所蔵本の翻刻と紹介を兼ねて」（『日本伝統文化研究報告 平成三・四年度版』一九九五年）によつて、中略箇所がない『私鈔』である法然院本と筑波大学所蔵本の存在が紹介されている。報告者はまだ、これらの諸本を目にすることを得ておらず、國學院本で確認できない上述の私年号については、【表一】で括弧書にしそシック体で示した。これらの私年号については、久保常晴氏の研究より補つた。

(5) 註(3)久保氏論文参照。

(6) 字句の相違について、久保氏は、前掲書において、これらの史料の多くは原本が存在せずに写本が多く、転写・

誤写による相違としている。

(大正大学総合佛教研究所研究員)